

令和 8 年度第 1 回
札幌市入札・契約等審議委員会

議 事 録

日 時：2026 年 6 月 24 日（水）午後 3 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 14 階 入札室

1. 開 会

【財）工事契約担当課長】 定刻より少し早いですけれども、皆様おそろいですので、これより、令和8年度第1回札幌市入札・契約等審議委員会を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本委員会の事務局を務めます財政局管財部契約管理課工事契約担当課長の宮でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会開催の前に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、座席表、委員名簿、札幌市入札・契約等審議委員会規則、令和8年度第1回札幌市入札・契約等審議委員会資料、最後に参考資料の6点でございます。

不足等がございましたらお申しつけいただければと思います。

それでは、改めまして令和8年度第1回札幌市入札・契約等審議委員会を始めさせていただきます。

開催に当たりまして、税務・契約管理担当局長の生野からご挨拶を申し上げます。

【財）税務・契約管理担当局長】 札幌市税務・契約管理担当局長の生野でございます。

本年度の第1回委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたび、岸本委員と本日ご欠席の山口委員におかれましては、この委員会の委員のご就任、それから、橋本委員と山上委員、本日ご欠席の西村委員におかれましては、委員の再任をご快諾いただきまして、改めてお礼を申し上げます。

本委員会は、政府調達に関する苦情申立てのご審議、それから、工事の入札・契約手続の運用状況等をご報告しまして、改善点等についてご審議をいただくことを目的として設置されたものでございます。本市が行います入札・契約手続における公平性、透明性の確保を図るためのものでございますので、不可欠な役割を担っていただいていると考えてところでございます。

このところ、人手不足や物価高騰、経済情勢、国際情勢等を含めまして、入札・契約制度を取り巻く環境は常に変化をしているところでございます。私どもといたしましては、札幌市内、札幌市外の関係部局と緊密に情報共有を図り、連携をしながら、状況の変化に対応して、適時適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

そして、委員の皆様から専門的な知見に基づいたご助言やご提言を賜りまして、それを基に、本市の入札・契約制度のさらなる適正化に努めてまいる所存でございます。

本日は、今年度第1回の開催ということで、昨年度のWTOの対象となる契約や入札の参加停止、工事の発注などについてご報告させていただきまして、皆様から忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 それでは、委員の皆様方をご紹介します。

まず、委員の任期でございますが、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は委員改選後初めての委員会となりますので、委員の皆様方には、岸本委員から時計周りに自己紹介をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員】 初めまして、岸本と申します。よろしくお願いいたします。

【山上委員】 弁護士の上山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【橋本委員】 北海道大学の橋本です。よろしくお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 ありがとうございます。

なお、今回、西村委員と山口委員のお二人につきましては欠席となっております。

続きまして、本市職員につきまして紹介をさせていただきます。

【財）工事契約担当課長】 管財部長の中西でございます。

【財）管財部長】 中西でございます。よろしくお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 工事管理室長の大山でございます。

【財）工事管理室長】 大山です。よろしくお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 契約管理課長の南間でございます。
【財）契約管理課長】 南間と申します。よろしくお願いいたします。
【財）工事契約担当課長】 技術管理課長の秋山でございます。
【財）技術管理課長】 秋山です。よろしくお願いいたします。
【財）工事契約担当課長】 建築設備検査担当課長の鈴木でございます。
【財）建築設備検査担当課長】 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
【財）工事契約担当課長】 交通局総務課長の本多でございます。
【交）総務課長】 本多でございます。よろしくお願いいたします。
【財）工事契約担当課長】 水道局総務課長の信太でございます。
【水）総務課長】 信太でございます。よろしくお願いいたします。
【財）工事契約担当課長】 病院局経営企画課長の西でございます。
【病）経営企画課長】 西です。よろしくお願いいたします。

2. 委員長選出

【財）工事契約担当課長】 続きまして、委員長の選出に移りたいと思います。
お手元の札幌市入札・契約等審議委員会規則をご覧ください。
委員長の選出につきましては、委員会規則第2条第1項の規定により、委員の互選により決めることとなっております。
どなたか、立候補あるいはご推薦いただければと思いますが、いかがでしょうか。
【橋本委員】 私から、岸本委員を推薦させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
【財）工事契約担当課長】 ただいま、橋本委員から委員長に岸本委員を推薦される旨のご発言がございました。
ご異議がなければ、そのように決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」と発言する者あり）
【財）工事契約担当課長】 それでは、岸本委員が委員長に選出されました。
岸本委員におかれましては、委員長就任のご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。
【岸本委員長】 いきなり委員長に就任ということで非常に緊張しておりますが、仰せつかりましたので、精一杯頑張りたいと思っております。
委員長就任に当たり、ご挨拶を申し上げます。
皆様方もご存じのとおり、地方公共団体の入札・契約制度におきましては、競争性、公平性、透明性が非常に重要視されるものであります。しかし、全国的に見ますと、いまだに不適切な入札が行われる事例等が散見されており、各地方公共団体におきましては、そうした事例の根絶はもとより、今後も、より一層、適正な制度の設計や運用が期待されているところであります。
こうした状況の中、当委員会は、従前より、札幌市の入札・契約制度に関して様々な事項について審議を重ねてきており、一定の役割を果たしているものと伺っております。今後も、札幌市の入札・契約制度のさらなる発展のため、皆様の忌憚ないご意見をいただきながら当委員会の運営を行っていきたいと考えておりますので、2年間、どうぞよろしくお願いいたします。
【財）工事契約担当課長】 それでは、この後の進行につきましては、岸本委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3. 職務代理者の決定

【岸本委員長】 それでは、ここから議事進行を承ります。
次第の3になりますが、委員会規則第2条第3項に基づき、委員長不在時の職務代理者を決める必要がございます。
職務代理者の決定につきましては、委員長である私が指名することになっておりますので、橋本委員にお願いをしたいと思いますが、橋本委員、よろしいでしょうか。

【橋本委員】 承知いたしました。

【岸本委員長】 ありがとうございます。

4. 報告事項

【岸本委員長】 それでは、次第の4、事務局からの報告事項に進みます。

初めに、政府調達協定の対象契約について、ご報告をお願いいたします。

【財）契約管理課長】 それでは、札幌市入札・契約等審議委員会要領第2条第1号に基づく苦情処理の対象となる政府調達案件の令和7年度契約状況についてでございます。

資料の1ページをご覧ください。

これは、札幌市が令和7年度に契約を締結した政府調達案件の契約件数でございます。

まず、1の物品・一般サービス関係についてです。

市長部局から病院局まで、調達部局ごとに競争入札と随意契約の契約区分別にそれぞれ契約件数を記載しています。

右側の小計のとおり、令和7年度は、物品では、競争入札231件、随意契約45件、一般サービスでは、競争入札85件、随意契約66件となっております。

次に、2の建設サービス・建設コンサルティングサービスについてです。

令和7年度は、水道局の競争入札での建設サービスが1件となっております。

次に、2ページから10ページに、物品及び一般サービスについて、入札告示ごとの案件名、契約件数、契約金額を記載しております。

2ページから6ページまでは競争入札案件を、7ページから10ページまでは随意契約案件を記載しております。

特定随意契約は、特定販売品の調達や既に調達している物品・サービスとの互換性から、調達の相手方を特定せざるを得ないものなどであり、地方自治法や調達手続の特例を定めた政令に基づいて特定の者と契約を行った案件です。

9ページから10ページの市長部局の一般サービスについては、一部システムなどで随意契約を締結しております。

次に、11ページをご覧ください。

政府調達実施案件の状況につきまして、契約区分ごとに令和4年度から令和7年度までの4年間分を記載しております。

政府調達協定の対象契約については以上でございます。

【岸本委員長】 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【岸本委員長】 それでは、また後であるかもしれませんが、続いて、参加停止措置状況についてご報告をお願いいたします。

【財）契約管理課長】 それでは、参加停止措置状況についてご説明いたします。

まず、表の説明に入ります前に、参加停止措置の概要について簡単にご説明いたします。

参考資料1をご覧ください。

参加停止措置は、札幌市が発注する契約案件が市民の税金を原資とする性格上、法律違反等の不正行為や不誠実な行為によって社会的な非難を受ける事業者について、一般競争入札への参加を一定期間認めないよう排除するものでございます。これは、発注者としての姿勢を明確にし、不正行為等の再発防止を図ることを目的としております。

この措置は、入札の運用基準の一つであり、札幌市の入札にのみ適用される規制でございます。各種法律に基づく営業停止などの行政処分とは性格が異なるものでございます。

参加停止措置の基準は、札幌市競争入札参加停止等措置要領で定められており、国の機関の統一的な運用指針である中央公共工事契約制度運用連絡協議会制定の指名停止モデルに準拠しております。参加停止期間は、この要領や指針、過去の事例を参考に設定しております。

次に、参加停止措置の状況についてご説明いたします。

それでは、お手元の資料の12ページをご覧ください。

表には、令和7年度のほか、参考として過去4年度の状況も記載しております。

表の下段に記載のとおり、令和7年度の参加停止措置は、措置件数が22件、措置業者数が

28者となっています。

このうち、札幌市との契約に関連して参加停止としたものは、措置件数で12件、業者数で14者でございます。

備考欄には、理由別、措置期間の長い順に記載しております。

以上で、参加停止の措置状況に関するご説明を終わります。

【岸本委員長】 ただいまのご説明につきまして、ご質問等はございませんか。

【橋本委員】 先ほどの競争入札案件の内訳に遡って恐縮ですが、例えば、3ページの上の表に黒丸が6か所ついておりますが、これは、いわゆるリース契約ですか。

【財）契約管理課長】 そうです。

【橋本委員】 業務用のパソコンで、購入になっているものもありますよね。例えば、2ページの14番、15番、16番はリースではありませんが、リースになっているものとなっていないものの位置づけはどう違うのですか。

【財）契約管理課長】 14番は、パソコンの本体自体を購入しているものになります。

【橋本委員】 例えば、60番の4台はリースですね。これは何が違うのですか。リースするものとししないものはどういうふうに分けておられるのですか。

【財）契約管理課長】 これは、各課において、どのような業務に使うかによって決めております。札幌市として統一した基準ではないですけれども、どういう業務でパソコンを使っていくかになるかと思えます。

基本的に、業務用ノートパソコンについては、職員個人が使うものになります。今、札幌市は、情報システム部で統一して札幌市で使う個人用パソコンを入れ替えておりまして、14番などでまとめて購入しております。

【岸本委員長】 恐らく、橋本委員のご質問は、時期がどうなっているのかははっきり分らないけれども、入れ替えるに当たって、同じ標準スペックでありながら、一方は購入、一方はリースになっているという判断の分岐点について、市の規定があるのかということかと思えます。例えば、ハイスペックになってくると購入する、あるいは、ソフト等の関係でこれはリースではなくて購入せざるを得ないという合理的な理由があるのでしょうかというご質問だと思うのです。

【橋本委員】 そうですね。

【財）契約管理課長】 標準スペックと高スペックについては、各発注課で、業務の内容によってどちらを使いますかという照会がありまして、それに基づいて各課で必要個数を決めていたはずです。

【橋本委員】 大学であれば、同じ使い方をするのに、一方は購入をして、一方はリースをしていたら、調達課から、なぜそっちはリースでこっちは購入になっているのですかと指摘が来そうな気がしたのです。

例えば、特殊なシステムや装置をリース契約しているので、その装置の制御に使うパソコンも必然的にリースになるという理由があれば理解できるのです。

【岸本委員長】 重要なお指摘かと思えます。

恐らく、ソフトの関係でリースに引きずられたということではないと思えます。なぜならば、競争入札をしているからです。ソフトに引っ張られて随意契約に回るというのだったらまだ分かるのですけれども、競争入札をしているわけですから、恐らくはそういうことではないと思うのですが、ご確認いただけますでしょうか。

【財）契約管理課長】 承知いたしました。

【岸本委員長】 この点を含めて、ほかにございませんか。

今ちょうど出ましたのでお伺いしますが、7ページ目の市長部局の随意契約の6番目で、札幌市菊水分庁舎で使用する電力について随意契約になっているのですけれども、これがなぜ随意契約で競争入札になっていないのか、ご説明いただけますでしょうか。

【財）契約管理課長】 菊水分庁舎につきましては、保全改修工事の着工が予定されておりまして、工事期間中の使用予定数量が分からないのですが、そういったメニューを提供できるのが北海道電力のみとなりましたので、随意契約を結んでおります。

ほかの電力につきましては、3ページにございますとおり、一般競争入札を行っております。

す。

【岸本委員長】 ということは、それは北海道電力しか対応できないことについては、他の電力供給能力を持った事業者からの回答があった上で、これはもう1者で随意契約するしかないというご判断に至ったという理解でよろしいですか。

【財）契約管理課長】 はい。

【岸本委員長】 分かりました。

あとは、10ページの交通局の地下鉄駅業務等がまた随意契約で上がっているのですが、輸送管理システムなどの業務は、システムに密接に絡むので、システムを納入した業者と随意契約になるのは技術的に必然性があると思うのですが、地下鉄駅業務等は直ちに競争入札ができない業務内容ではないと思っていたのですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

要するに、地下鉄の駅業務の内容の概略を教えていただいて、随意契約する以外になかったのだということが今の電力の場合と同じように説明がつくのであれば了解という形になると思うのです。

【交）総務課長】 地下鉄駅業務等の中身ですけれども、主な業務は、市内46か所あります地下鉄駅業務の駅員をしていただくものとなっております。要するに、旅客対応を含めた駅の運営です。そのほかに、例えば、定期券発売所、落とし物対応など、地下鉄の運営に関する業務も付随業務ということで一体的に委託をしております。

委託先は、札幌市の出資団体であります札幌市交通事業振興公社になりまして、その業務内容の複雑さや公益性を保つことが必要という観点から随意契約となっております。

【岸本委員長】 言うならば、安全性の確保から、人材派遣センターの人に駅員になっていたくわけにいかないから、そういった業務を行う市の外郭団体に委ねる必要があって、そうすると、必然的にこの公社と随意契約するしかないということですね。

公社になっているので、法人格が違うから契約を結ぶという形になっているという理解でよろしいですか。

【交）総務課長】 はい。

【岸本委員長】 分かりました。ほかにございませんか。

【山上委員】 随意契約の7ページから10ページの契約件数で1件となっているところに関して、そういう対応関係でやっていると分かるのですけれども、複数の契約件数になっているところはどのような理由ですか。複数の契約ができるのだったら随意契約にしないでいいのかなと素人考え的に思ってしまうのです。

7ページから10ページ目に、複数の契約件数を書いてある箇所が幾つかあります。例えば、7ページ目の9番の地下鉄車両タイヤほかでは契約件数が3件あったり、38番の水道局の白川浄水場脱水機設備整備修繕ほかは5件になっています。ほかにもいろいろあるのですけれども、要するに、その1者しか対応できないから随意契約にしましたという1対1の対応だったらすごく分かりやすいのですけれども、なぜ3件と契約しているのか、なぜ5件と契約しているのかという話になると、先ほどの随意契約の必要性の観点で言うとどういう説明になるのかが分からないので、ご質問いたします。

【交）総務課長】 交通局の9番の地下鉄車両タイヤほかに関して申し上げますと、単価契約を3本、3種類のタイヤに関して結んでいるものになります。

札幌市営地下鉄の車両は、まさに札幌市営地下鉄用にタイヤをつくっていただいているので、その中で3種類のタイヤについて3本の単価契約を結んでいる状況です。

【山上委員】 分かりました。

【岸本委員長】 それは、結局、南北線用、東西線用、東豊線用で車両の形態が違うから、実はタイヤも同じではないということでもよろしいですか。

【交）総務課長】 線によっても違いますし、一つの車両に対して何種類かのタイヤを使っております。

【岸本委員長】 外側のタイヤとか内側のタイヤですか。

【交）総務課長】 はい。

【岸本委員長】 パンクなどのために予備を買っておく必要があるということで時期がずれた3回というわけではなくて、タイヤの形状によってそれぞれ発注していくため、3種類の契約

を結ばなければいけなかったという理解でよろしいですか。

【交）総務課長】 必要な個数や在庫状況を見ながら、タイミングを見て、この時期にはこの3種類という契約になっています。

【岸本委員長】 今度は、山上委員からもう一つご質問いただいている水道局の5件について説明していただけますか。

【水）総務課】 ほかとなっているものにつきましては、タイミング上、この資料上ではこのようにご報告させていただいているのですけれども、実際に契約件数5件となっているものについては、それぞれ別の契約として調達しているものになります。

例えば、38番の白川浄水場脱水機設備整備修繕ほか4件の内容といたしまして、ポンプ場の自家発電設備修繕や浄水場の沈殿池汚泥掻寄機修繕といった契約を別々の案件として調達しております。

集計の関係上、調達タイミング等でまとめたつくりになってしまっているところがありますので、お示しの仕方について、来年度以降、検討させていただきたいと思います。

【山上委員】 修繕箇所が違うのですか。

【水）総務課】 別の施設の別の契約になるのですけれども、この資料上くくられております。

【山上委員】 そうすると、57番の配水センター計算機ソフト改修業務、59番の上下水道料金システム下水道使用料改定対応改修業務も2件、3件となっているのですけれども、それはどういう状況ですか。

【水）総務課】 57番について申し上げますと、配水センター計算機ソフト改修業務ほか1件は、お示ししているものに加えて、上下水道料金システム改修業務というものを発注しております。

また、59番の上下水道料金システム下水道使用料改定対応改修業務ほか2件につきましては、表記の業務に加えて、顧客管理システム運用保守、また、上下水道料金運用保守という案件を発注しております。

【岸本委員長】 山上委員は、発注する理由をお聞きになったのですよね。要するに、10ページの配水センター計算機ソフト改修のほか、もう一件があったと。これは、計算機ソフトのシステムの書き換えというのですか、そういうものがパソコンなどではよくありますよね。そういったことを定期的にやらないと、この計算ソフトがうまく動かなくなるということで、ソフトの改修を2回にわたって行っただけで、ただ、そのソフトを開発した業者との間で随意契約するしかなかったことが2回あったという理解でよろしいですか。

【水）総務課】 おっしゃるとおりでございます。

ただいま申し上げました合計5件になりますけれども、それぞれの随意契約理由につきましては、業務の性質上、いずれも開発業者や現に保守を行っている業者のみとしか契約を結べないという性格のものでございまして、その理由をもって随意契約としております。

【山上委員】 わかりました。ただ、先ほどおっしゃったように、表示の仕方としてこういうふうに件数を書いてしまうと分かりづらくなるので、別のものであれば別という形で記載していただいたほうが良いと思いました。

【岸本委員長】 59番の上下水道料金システム下水道使用料改定対応改修業務というのは、下水道料金が条例で改定されると、システムをそれに合わせなければいけないから、その対応改修業務等を3回やったということですか。

システムの更新もあるだろうし、使用料金が改定されたから、それに合わせてシステムの中をいじらなければいけないということでいろいろ対応したのが3件あったという理解でよろしいですか。

【水）総務課】 上下水道料金システム下水道使用料改定対応改修業務については、お見込みのとおりでございます。

一緒に発注しました顧客管理システム及び上下水道料金運用保守につきましては、下水道料金の改定とは違った事由として契約を結んでいるものになりまして、この資料上、発注時期等の関係でまとめております。また別の理由での調達とご理解いただければと思います。

【岸本委員長】 料金システムも下水業務改善と使用料改定対応とありまして、素人なのでよ

く分からないのですが、少なくとも、このシステムを導入した企業に任せないと改定ができませんということですね。

【水）総務課】 実質上、不可能でございまして、その理由をもって随意契約を結んだものでございます。

【岸本委員長】 ほかにございませんか。

【橋本委員】 2 ページの25 番にGIGAスクール第2期学習者用端末とありますが、GIGAスクールとは何ですか。

【財）契約管理課長】 児童生徒に1人1台パソコンを提供しようというものになりました。端末代ということでこの金額になっております。

【橋本委員】 これは貸与ですね。

【岸本委員長】 たしか、卒業のときに返さなければいけないのですよね。

【財）契約管理課長】 そうです。1人に1台を提供する形になりますが、あげるということではないかと思います。

【橋本委員】 リース契約にはならないのですか。

【財）契約管理課長】 これは購入になっています。

【橋本委員】 額も大きいのですが、その端末は児童生徒が卒業した後はどうするのですか。

【財）税務・契約管理担当局長】 新しい児童生徒に貸与するか、使えなくなれば廃棄するかのどちらかになります。

【橋本委員】 回すのですね。

【財）税務・契約管理担当局長】 更新のときにはすごくお金がかかります。

【岸本委員長】 小学生に貸与していますが、卒業のときに返してもらって次に貸与するといっても、3年前のものではシステムがもう古くなっていて、事実上、ローテーションがかなり難しいと思うのです。実質的には貸与みたいな形になってしまうのだと思うのですけれども、かなりの金額で、何年間ぐらい使うのでしょうか。

【橋本委員】 第2期ということだから、1ラウンド前の第1期のときに一気に購入されたということですね。

【財）契約管理課長】 そうですね。計画的に購入しているはずですよ。

【財）税務・契約管理担当局長】 これで81億円です。

国でやっていることです。国費が入っていきまして、更新のときにも必ず国で面倒を見てくださいます。これは常に申し上げております。

【橋本委員】 もちろん、全市ですよ。

【財）税務・契約管理担当局長】 GIGAスクールは国でやっているものですから、全国ですよ。教室で充電させる充電器、ラックなど、そういうものも全部整備しなければいけません。

【岸本委員長】 小学生ですから、落として壊したりなどが結構あるみたいですよ。

【財）税務・契約管理担当局長】 常に買い替えなければなりません。

【財）契約管理課長】 端末は大体4、5年おきに更新することになっているようです。

【岸本委員長】 高等学校の情報のように複雑なコンピューターの授業はあまり行わないので、一台一台はそんなに高級なものではないと聞いています。

【橋本委員】 分かりました。

【岸本委員長】 また戻ってくることもあり得ることを前提に、次に、工事等発注状況についてご報告をお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 それでは、令和7年度の工事等発注状況についてご説明いたします。

資料の13 ページをご覧ください。

こちらは、過去5か年度の発注状況をまとめた表とグラフです。上段の表1が工事、下段の表2が設計等の業務となっております。

令和7年度に発注した工事は、表1の右側太枠内にありますとおり、競争入札1,017件、随意契約56件となっております。合計を見ますと、前年比で、件数が45件の減、契約金額が約75億円の減となっております。

同様に、令和7年度に発注した業務は、表2の右側太枠内にありますとおり、競争入札481件、随意契約174件となっております。合計件数については、前年比で10件の減、契約金額が約7億円の増となっております。

続きまして、14ページをご覧ください。

こちらは、令和6年度及び7年度の平均落札率について、工種、業種別に集計した表でございます。

一番右の欄が落札率の差となります。前年比で平均落札率を見ますと、工事では0.4ポイントの増、業務では0.57ポイントの増となっております。

続きまして、資料15ページをご覧ください。

工事のくじ引き入札等をまとめております。

上段の表1は、くじ引き入札の発生割合の推移についての表でございます。

令和7年度については、全工種の欄、下のほうになりますが、1,017件のうち444件、率にして43.7%でくじ引きが発生しております。令和6年度は、43.7%であり、前年比で同率となっております。

また、表の一番下には、参考として、最低制限価格等でのくじ引き件数も記載しております。全工種で見ますと、くじ引き444件中436件、率にして約98%が最低制限価格等と同額でのくじ引きとなっております。

ここで、参考資料3をご覧ください。

こちらは、工事の入札方式別のくじ引き発生状況をまとめたものでございます。前年度と比較すると、一般案件、総合評価落札方式においてはくじ引き発生率が増加しましたが、成績重視型においてはくじ引き発生率が減少しております。

なお、総合評価落札方式におけるくじ引きは、価格だけではなく、技術点も同点となった場合に発生することになりますので、平均くじ参加者数は他の入札方式と比較して少ない傾向にございます。

では、資料に戻りまして、15ページをご覧ください。

下の表2は、工種別に平均入札参加者数を集計した表でございます。

令和7年度の全工種の平均参加者数は9.3者であり、前年比で0.5者の減少となっております。

続きまして、資料16ページをご覧ください。

業務のくじ引き入札等をまとめております。

上段の表1は、くじ引き入札の発生割合の推移についての表でございます。

令和7年度は、この表の右側、全業種の欄ですが、481件のうち248件、率にして約51.6%でくじ引きが発生しております。令和6年度は、56.7%であり、前年比で5.1ポイントの減少となっております。

次に、下の表2は、業種別に平均入札参加者数を集計した表でございます。

令和7年度の全業種の平均参加者数は9.7者であり、前年比で0.9者の増加となっております。

令和7年度の工事等発注状況の説明については以上でございます。

【岸本委員長】 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

くじ引きが結構多いですね。工事の場合、総合評価落札方式だと、民間のノウハウが入ってくるから、何らかの違いが出てきて点数をつけて入札という形になるからくじ引きになる可能性は低くなってくるわけですが、言うならば、性能発注したときには、こちらが仕様を出しているわけだから、あとは仕様に耐え得るものの中で、今度、落札金額が最低制限価格よりも上のもので競争させる形になるのだけれども、そこでくじ引きが結構生じるという理解でよろしいですか。

【財）工事契約担当課長】 おっしゃるとおりで、特に土木系の工種におきましては、積算の単価がかなり詳細に公表されておまして、各事業者の皆様も、そういったものを見ながら積算する関係で、かなり精度の高い積算ができております。なおかつ、価格のみの競争で、積算精度が高いので、同額のくじ引きとなります。特に最低制限価格で同額という案件が多い状況

でございます。

【岸本委員長】 やはり、同じ性能を持ったもので大体こんな感じという手のうちが分かっているから計算していきますよね。そのときに、恐らく、利益率を若干落としてでもこれを落札したいからといって頑張って他者よりも値段を有利にするようなことは各業者がやっているのだろうけれども、全く値段が変わらないということでもよろしいですか。

【財）工事契約担当課長】 入札においては、参加するときに、工事費の内訳書を必ず添付することが義務づけられております。各者の内訳書の中身については、それぞれ細かい部分では違いが出てくるのですけれども、最終的な金額は、皆さん最低制限価格で入れてくるケースがかなり多いです。

【財）税務・契約管理担当局長】 資料の15ページ上の表の工事のくじ引きの一番右下ですけれども、最低制限価格でくじ件数が436件ということで、くじ全体の98%です。ですから、皆さん頑張ってやってくるのですけれども、最低制限価格で並んでしまう、それ未満ですと失格になります。

【岸本委員長】 最低制限価格が分かっているのですか。

【財）工事契約担当課長】 最低制限価格の計算式が出ていますので、公表されている単価を積み上げていくと……

【岸本委員長】 おのずと分かってしまうということですか。

【財）工事契約担当課長】 そういうことです。

【岸本委員長】 それぞれの単価で組み合わせて、その中の最低を積み重ねて出してみたら最低制限価格は幾らというのが予想がついていて、あとは失格にならないように、その中で、とにかくぎりぎりまでやると。ここが安いけれども、こっちが高いという形で特色は出せるけれども、合計金額が全く一緒になるわけですね。

【財）工事契約担当課長】 はい。

【岸本委員長】 最低制限価格が分かってしまうことについての不自然感はないですか。

【財）工事契約担当課長】 これは、情報をかなり公表しておりますので、そのような状況の中では積算ができるものかと思います。

【岸本委員長】 分かりました。

工事の場合は、大体こういうものが要ということでもかなり示しますので、そこから逆算ができるのですが、業務の場合は工事に比べてどうですか。最低制限価格は推定しやすいですか。

【財）工事契約担当課長】 同じだと思います。

業務については、資材などはないのですけれども、実際にどういう作業を何人でやるという数字を出した上で積算してもらうので、人件費が幾らなのかは単価公表されていますから推定しやすいです。

【岸本委員長】 これは、どこがやってもきちんとした人員を配置できる体制が整っていれば、あとは入札金額に差は出ないということですね。分かりました。

委員の先生方、いかがでしょうか。

【橋本委員】 13ページの右下のグラフを見ると、令和5年度ぐらいから件数が下がっているのに契約金額は増えているのは、要するに、1件当たりの金額が増えてきているのだと思うのです。ただ、落ち着いて見ると、工事のほうも割り算すると1件当たりの金額が増えているのではないかと思うのです。業務が特に目立って金額が増えているような気がするのですけれども、これは令和7年度の特徴みたいなものがあったのですか。

【財）工事契約担当課長】 やはり、労務単価が毎年上がっていますので、その影響が一番大きいのではないかと思います。

【岸本委員長】 全体の流れとして見たときに、工事は、件数の減り方が大きかったから、1件当たりの労務単価が上がったりしているけれども、件数が少なかったから総計金額が減っている、業務については、件数は10件ではあったけれども、恐らく、単価の上昇を吸収し切れずに7億円ぐらい上がってしまったという理解でよろしいですか。

【財）工事契約担当課長】 はい。

【山上委員】 工事は、WTOの大きいものが減っているの、それが相当引っ張っているの

ではないかと思うのです。だから、それを抜くと、実質的にはかなり金額が伸びているのかなと。

さっきのくじ引きのところに戻るのですけれども、くじ引きが多いですねという話でいうと、工事の管工事に関しては、令和6年度と比較すると8.3ポイント下がっていると。だから、業務でいうと、設計が令和6年度よりも9.3ポイント下がっていて、全体的には率が大きく下がっていると見えるのですけれども、これは何か事情があるのですか。ほかはあまり変わらない、むしろ増えていたりするのです。

【財）工事契約担当課長】 まず、管工事につきましては、一時期、不調などもあって参加者が減ってきていたことがあります。最近では、少し改善傾向もあって、その辺でくじ引きの状況も変わってきているのかなと思います。

【財）工事契約担当課】 管工事のくじ引き減少につきましては、全体の件数が減った一方で、総合評価落札方式の発注件数が増えた関係で、くじ引きの発生率が下がっているということかと思えます。

【岸本委員長】 管工事とは、具体的にはどういうイメージをすればよろしいですか。

【財）工事契約担当課長】 建物の配管です。例えば、下水道あるいは空調関係の設備です。

【岸本委員長】 これは機械的な工事でノウハウは要らないだろうという意味ではないですけれども、総合評価落札方式をあえて取り入れるのは業者によってやり方が違う、それによって、出来上がったものに違いが出てくる可能性があるから総合評価落札方式とするわけですね。

【財）工事契約担当課長】 どういった案件が選定されているかを申し上げると、全体の工事の中で難易度自体が特に飛び抜けて高いことはないと思うのですが、比較的金額が大きくて、やや技術力を求めているものが各施工担当課によって選ばれている状況かと思えます。

【水）総務課】 管工種について、水道局からご説明いたします。

この表で示されている管工種の数字につきましては、市長部局、交通局、水道局、病院局の総計となっておりますが、管工種でくじ引きが発生するのは、主に水道局で発注しております配水補助管整備工事という種類の工事になります。配水補助管は、地面の下を通っている水道管の細い部分になりますけれども、それについては、先ほどの話に関連いたしますが、積算がかなり公開されているということで、くじ引きが多く発生するものになります。

近年、配水補助管工事の件数が少し下がってきているということも影響しております。

【山上委員】 管工事は分かりました。

【財）工事契約担当課長】 設計につきましては、令和6年度は、支障物件調査というくじ引きになりやすい業務が多かったということで上がっていたのですけれども、そこは少し減ってきております。

【山上委員】 くじ引きが発生しやすい業務とはどういう業務ですか。

【財）工事契約担当課長】 支障物件調査と言いまして、例えば、用地買収のときに対象となる場所の評価をしていくための調査をするものです。

【財）工事契約担当課】 一般的に、道路を拡幅するときに、道路沿線に住んでいる方々の家やお店が支障になりますので、それをどける、あるいは、壊すときに、その建物自体が何年に建てられていて、どのぐらいの価値があるのかを判断して、それに対しての補償割合や補償率がどのようになるのかを調査する業務になります。

【財）工事契約担当課長】 もう一点説明させていただくと、設計業務自体、近年、参加者がかなり減ってきております。1者入札の件数も増えている関係で、くじ引きの参加者数が減っている傾向もございます。

【岸本委員長】 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【岸本委員長】 それから、また戻ってくるということもあり得ることを前提に、次は、工事検査についてご報告をお願いいたします。

【財）技術管理課長】 それでは、令和7年度の工事検査についてご報告をさせていただきます。

17ページの工事検査件数・評定点一覧表をご覧ください。

令和7年度につきましては、土木、建築、機械、電気を合わせまして、表の下段、合計欄の件数計の一番右側に記載しておりますが、合計で1,779件の検査を実施しております。

これは、工事管理室が所管している設計金額が500万円以上の工事を対象とした工事検査件数でございます。

検査の種類につきましては、表の左側の列の項目欄に記載しておりますとおり、5種類の検査を行っております。

それぞれの検査の概要につきましては、参考資料4をご確認ください。

こちらに、検査の種類を一覧表にして掲載しております。

また、17ページに戻っていただきまして、これらの検査のうち、工事の竣工時に行う竣工検査は、合計欄の一番上にあるように1,059件であり、この竣工検査の際には工事の成績評定を行っております。

表の一番右下に記載しておりますが、全工種での工事成績評定の平均点は77.9点となっております。

工事成績の評定の仕方については、参考資料5をご覧ください。

請負工事成績採点表という表の左側の列に記載しておりますとおり、施工体制、施工状況、出来形、出来栄等の項目について、工事主任、工事主任の上司、検査員の3者で採点しております。

それぞれの項目についての採点は、次ページをご覧ください。

工事成績採点の考査項目別運用表の土木工事の例に基づきまして、項目ごとに該当する項目にチェックを入れ、その割合により評価を行っているところです。

工事検査については以上でございます。

【岸本委員長】 ただいまの説明につきましてご質問等はございますでしょうか。

よく分かっていないのですけれども、令和5年、高校1年生、令和6年、高校2年生、令和7年、高校3年生とすると、成績が大幅に落ちていないけれども、若干落ち気味だぞというような、工事評価点数の平均が78.7点、78.1点、77.9点で、80点の壁を越えていないと思ひまして、教師っぽく言えば、もう一息と感ずるのです。

入札等をして、仕様には応えているわけですね。仕様には応えており検査していったときに、素人感覚だと、もう少し高く出ていないとおかしいのではないかなと思わなくてはならないのですけれども、このくらいなのですか。

【財）技術管理課長】 先ほどの参考資料5の表を見ていただきたいのですが、通常の施工体制で通常の工事をしていただいた場合の点数として65点が起点です。それに対しまして、例えば、施工体制や施工状況、出来形、出来栄、あるいは、その下に工事特性や創意工夫、社会性等とございますけれども、こういった項目で加点の対象になる事項に取り組んだ工事は点数が高くなります。いわゆる65点に対する加点方式によって採点しておりますので、どうしても平均的な工事を行った場合は80点前後が平均点になりがちです。

【岸本委員長】 これは、点数として決して低くはないという形でよろしいですか。

【財）技術管理課長】 そのとおりです。

一応、落第点としては65点以下という位置づけになっておりますので、80点ですと悪くはないです。

【岸本委員長】 65点にいかなかった場合は、契約の履行という観点から見たときに、いきなり赤信号ではないにしても、黄信号がともっている、あるいは、改善の指導をしなければいけないという可能性が出てくるのではないかなと思っているのですが、そういうふうに理解してよろしいですか。

65点をクリアしたら、このままだと、入札のときの条件に違反しているわけではなく、可もなく不可もなくという理解でよろしいですか。

【財）技術管理課長】 入札には影響ありません。平均点が77、8点ですので、65点は相当悪い点数です。65点を下回った場合は、例えば、次の年に公共工事を受注したとしても特別に監督、臨時的に検査をする対象となります。

【岸本委員長】 入札参加資格を失うことはないものということですね。

それでは、これが何点ぐらいになったら債務不履行、あるいは、仕様を満たしていない、契

約解除案件という形になってくるものでしょうか。正確な数字ではなくてもいいですが、後学のために教えてください。

【財）技術管理課長】 評価点で入札参加資格を失う点数はないと思います。

【岸本委員長】 ないのですか。

【財）工事契約担当課長】 ただ、60点を下回ると参加停止です。

【岸本委員長】 60点で参加停止ですか。

【財）契約管理課】 50点未満ですと3か月、60点未満だったら1か月の停止です。

【岸本委員長】 ただ、1回、停止を食らったというのは、次の入札のときに1か月、3か月の期間を経過していればチャラにはなるのですよね。

【財）契約管理課】 はい。

【岸本委員長】 総合評価落札方式のときには、信頼度で点数が変わる可能性はあるけれども、そうではない限りは、参加停止が解けた段階で、例えば、過去に60点で1か月の参加停止を食らっていても、1か月で解けていれば、次のときには全然関係がないという理解でよろしいですか。

【財）契約管理課】 入札参加は可能です。

【岸本委員長】 分かりました。

ほかにございませんか。

【橋本委員】 17ページの令和7年度の土木の打切検査の6件が目立つのですけれども、これは何か理由があるのですか。基本的には、打切検査は0件で、1件ないし2件というものはあるのですが、6件が目立つなと思ったのです。

【財）技術管理課長】 6件全部の内容は把握していないのですが、一つは、社内暴力がSNSで拡散されて工事が履行できなくなった事件がございました。工事の途中であったのですけれども、工事を打ち切りまして契約を解除という形になっております。打ち切り検査ということで、出来上がった部分については検査をして引き取っております。

ほかの5件につきましては、調べて後ほどご報告させていただきたいと思います。

【岸本委員長】 先ほど私の質問のときに、この検査を受けていて、たしか何点か下回ったときには次のときに臨時検査ということをおっしゃったように記憶しているのですけれども、臨時検査が今の私が申し上げた理解で間違いなければ、土木118件、建築127件と結構な数の臨時検査が入っているのですが、この臨時検査が入った理由は、前に点数がよくなかったということでしょうか。それ以外の理由で臨時検査が入ることは存在するのでしょうか。

【財）技術管理課長】 65点を下回った者が受ける検査は臨時技術検査となります。臨時検査には、中間技術検査、臨時技術検査、低入札価格調査要領に基づく検査の三つの検査がございます。資料17ページの表に書いております臨時検査の件数が結構あるのですけれども、このほとんどは中間技術検査でございます。価格が5,000万円以上の工事につきましては、しゅん功前に一回以上、中間で技術検査を行い、適正な施工が行われているかどうかをチェックするものであり、成績が不良で検査を行っている臨時技術検査ではありません。

【岸本委員長】 それが分かれば、非常に納得いたしました。

【財）税務・契約管理担当局長】 今の三つの検査の説明は参考資料4になります。

【岸本委員長】 分かりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【岸本委員長】 それでは、全体を通してご質問がなければ、今回の審議事項は終わりということで間違いないですか。

【財）契約管理課長】 1点よろしいでしょうか。

先ほどご質問がございました業務用ノートパソコンの件でございます。

2ページと3ページの何が違うのかという点でございますけれども、従来までは各課で予算の範囲内でパソコン更新のときに購入かリースか判断をし、各課で調達していたのですが、令和4年度から札幌市全体として購入もしくはリースか各課の必要台数を集計し集中調達を行うことになっております。各課で購入やリース、また、データをたくさん使う職員であれば高いスペックというのをを出してもらい、本市全体で集計し、スケールメリットを出して、なるべく

支出を抑えるという考えで集中調達を行っています。

【岸本委員長】 流れとしては、購入のほうに流れているのですか。

【財）契約管理課長】 予算が少ない課であれば、購入よりもリースで調達しているという形です。

【岸本委員長】 要するに、分割メリットが必要であればということですか。

【財）契約管理課長】 あくまでも各課の判断でどうするかを決めていただいて、それをリースにするか、購入するかということで調達しております。

【橋本委員】 使用される方の人数と必要な台数と予算で、購入してしまうか、リースになるかを判断されているということですね。分かりました。

【岸本委員長】 ほかによろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

5. 令和8年度委員会開催予定について

【岸本委員長】 それでは、次第5の令和8年度委員会開催予定についてです。

令和8年度のスケジュールにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【財）工事契約担当課長】 札幌市入札・契約等審議委員会令和8年度開催予定案についてご説明いたします。

資料の18ページをご覧ください。

今年度は、定例会としては年3回の開催を予定しております。本日は第1回委員会ですが、第2回委員会は11月下旬から12月上旬、第3回は令和9年3月上旬から3月中旬に開催を予定しております。

なお、WTO適用契約等に係る苦情処理等により、必要に応じて、随時、臨時会を開催する場合がございますので、ご承知おきください。

令和8年度委員会開催予定案については以上でございます。

【岸本委員長】 ただいまのご説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

【岸本委員長】 では、本日の審議は以上でございます。

次回の委員会は11月下旬から12月上旬を予定しておりまして、連絡調整につきましては事務局にお願いするのですが、次回の審議事項となる抽出工事等を選定することになっていきます。慣例では五十音順に担当をお願いしているということで、今後も同様にさせていただければと思います。

昨年度になりますが、前回の抽出工事の選定を山上委員にお願いしていただきましたので、本来であれば次回は山口委員にお願いするところですが、今回、山口委員がご欠席をされておりました、山口委員の次が私ですので、私が担当するということでいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【岸本委員長】 それでは、私が抽出をさせていただきます。

6. 閉 会

【岸本委員長】 それでは、これもちまして本日の委員会は閉会といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上